

議案第16号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(教育委員会事務局等事務分掌規則中改正)

教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和3年4月22日

横須賀市教育委員会

教育長 新倉 聰

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年横須賀市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「保健体育課」を「保健体育課 学校食育課」に改める。

第6条教育政策課の部第8号を削り、同条教職員課の部に次の1号を加える。

(10) 共同学校事務室に関すること。

第7条教育指導課の部中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条保健体育課の部第7号中「準教科用図書」を「副読本」に改め、同部第11号から第16号までを削り、同条に次のように加える。

学校食育課

- (1) 学校における食育に関すること。
- (2) 学校給食の献立の作成及び物資の調達に関すること。
- (3) 学校給食の衛生管理に関すること。
- (4) 学校給食施設設備の維持管理に関すること。
- (5) 納入額に関すること。
- (6) 中学校完全給食の実施に関すること。

第18条第6項第3号中「教育総務部長」を「学校教育部長」に改める。

第19条中第5号を第9号とし、第4号を第8号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (5) 校務の情報化に関すること。
- (6) よこすか教育ネットワークの管理運営に関すること。
- (7) 教育及び校務に係るICT環境整備に関すること。

第19条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 学校における人権教育に関すること。

第20条及び第21条を削る。

第22条第2号の表中

文化財専門審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。	生涯学習課
国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会	国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用のための整備に関する事項について審議すること。	

文化財専門審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。	生涯学習課
国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会	国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用のための整備に関する事項について審議すること。	
生涯学習センター指定管理者選考委員会	教育委員会の諮問に応じて生涯学習センターの指定管理者の選考を行うこと。	

横須賀市学校 給食運営審議 会	教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する事項について審議すること。	
(仮称) 横須 賀市学校給食 センター整備 運営事業者選 定委員会	教育委員会の諮問に応じて(仮称) 横須賀市学校給食センターの設計、建設及び運営を行う事業者の選定等に関する事項について審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。	保健体 育課

横須賀市学校 給食運営審議 会	教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する事項について審議すること。	学校食 育課
横須賀市子ど も読書活動推 進計画改定検 討委員会	横須賀市子ども読書活動推進計画に関する事項について審議すること。	中央図 書館

め、同条を第20条とし、第23条から第27条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 教育委員会職員の勤務時間に関する規則（昭和53年横須賀市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表教育情報システム室の項を削る。

(提案理由)

組織改正等に伴う所要の条文整理のため。

(参照)

教育長に委任する事務等に関する規則（抜粋）

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(中略)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

(部等)

第2条 事務局に次の部及び課を置く。

- (1) 教育総務部 総務課 教育政策課 生涯学習課 教職員課 学校管理課
- (2) 学校教育部 教育指導課 支援教育課 保健体育課

学校食育課

(教育総務部)

第6条 教育総務部における各課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 教育委員会の秘書及び会議に関すること。
- (2) 教育委員会の規則及び訓令等の審査並びに公布令達に関すること。
- (3) 事務局及び教育機関(以下「事務局等」という。)の組織に関すること。
- (4) 学校職員以外の職員の任免、給与その他人事に関すること。
- (5) 特別職員(学校関係職員を除く。)に関すること。
- (6) 儀式及び表彰に関すること。
- (7) 教育行政に関する相談に関すること。
- (8) 文書事務の総括に関すること。
- (9) 公印の管理に関すること。
- (10) 事務局等の予算執行の調整に関すること。
- (11) 予算経理手続きに関すること。
- (12) 学校事務用品及び教材教具の調達等に関すること。
- (13) 学校備品の整備に関すること。
- (14) 他の執行機関等との連絡に関すること。
- (15) 他部間及び部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。
- (16) 他部及び部内の他課の主管に属しない事務に関すること。

教育政策課

- (1) 教育政策の方針に関すること。
- (2) 教育施策の調整に関すること。
- (3) 学校建設の長期計画の策定に関すること。
- (4) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育統計及び調査に関すること。
- (6) 通学区域に関すること。
- (7) 広報に関すること。
- (8) よこすか教育ネットワークの管理運営に関すること。

生涯学習課

- (1) 生涯学習の調査及び計画に関すること。
- (2) 生涯学習に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 生涯学習の啓発及び普及に関すること。
- (4) 文化財の保護と活用に関すること。
- (5) 成人教育に関すること。
- (6) 人権教育及び人権啓発の推進に関すること。
- (7) 学校施設(体育施設を除く。)の開放に関すること。
- (8) 社会教育関係団体及び文化財関係団体の指導育成に関すること。
- (9) 生涯学習財團に関すること。
- (10) 図書館、博物館及び美術館との連絡に関すること。
- (11) 万代会館の管理に関すること。
- (12) 生涯学習センターに関すること。
- (13) 万代基金の管理に関すること。

教職員課

- (1) 学級編制並びに学校職員の定数及び配置に関すること。
- (2) 学校職員の人事に関すること。
- (3) 学校職員の免許状に関すること。
- (4) 学校職員の研修に関すること。
- (5) 学校職員の健康管理に関すること。
- (6) 学校職員の福利厚生に関すること。
- (7) 学校医等の公務災害補償に関すること。
- (8) 学校職員団体との交渉に関すること。
- (9) 学校職員安全衛生委員会に関すること。

学校管理課

- (1) 学校施設の建設計画に関すること。
- (2) 学校用地の確保に関すること。
- (3) 学校施設の整備計画に関すること。
- (4) 学校財産の管理に関すること。
- (5) 学校施設の維持管理に関すること。
- (6) 学校施設の営繕工事に関すること。

(10) 共同学校事務室に関すること。

(学校教育部)

第7条 学校教育部における各課の事務分掌は、次のとおりとする。

教育指導課

- (1) 教育課程(特別支援教育、学校保健及び学校体育を除く。)の指導助言に
関すること。
- (2) 児童生徒の学習指導及び進路指導に関すること。
- (3) 学校運営の調整に関すること。
- (4) ~~学校における人権教育に関するこ~~と。
- (5) 校外行事及び教材選定の承認に関すること。
- (6) 教育課程の研究委託に関すること。
- (7) 教科用図書に関するこ
- (8) 学則に関するこ
- (9) 授業料、保育料等に関するこ
- (10) 市立高等学校生徒及び市立幼稚園園児の募集に関するこ
- (11) 通学路に関するこ
- (12) 学校評議員に関するこ
- (13) 教育研究所との連絡に関するこ
- (14) 部内の事務事業の調整及び連絡に関するこ
- (15) 部内の他課の主管に属しない事務に関するこ

支援教育課

- (1) 支援教育に係る総合調整に関するこ
- (2) 学齢児童生徒の就学に関するこ
- (3) 幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学手続きに関するこ
- (4) 特別支援教育の教育課程の指導助言に関するこ
- (5) 児童指導及び生徒指導に関するこ
- (6) 学校及び学級経営の支援に関するこ
- (7) 教育相談に関するこ
- (8) 外国籍児童生徒等の支援に関するこ
- (9) 就学の奨励及び援助に関するこ
- (10) 奨学支援金の支給に関するこ
- (11) 私立学校(幼稚園を除く。)の助成に関するこ
- (12) 教育福祉支援基金の管理に関するこ

保健体育課

- (1) 児童生徒の健康管理に関するこ
- (2) 学校の環境衛生に関するこ
- (3) 学校保健及び学校体育の教育課程の指導助言に関するこ
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターとの連絡に関するこ

- (5) 学校災害の見舞金に関すること。
- (6) 児童生徒の健康の保持増進及び体力の向上に関すること。
- (7) 体育及び保健体育の準教科用図書に関すること。
- (8) 学校体育の研究委託に関すること。
- (9) 学校水泳プールの運営に関すること。
- (10) 学校体育団体の育成に関すること。

副読本

- (11) ~~学校における食育に関すること。~~
- (12) ~~学校給食の献立の作成及び物資の調達に関すること。~~
- (13) ~~学校給食の衛生管理に関すること。~~
- (14) ~~学校給食施設設備の維持管理に関すること。~~
- (15) ~~給食費に関すること。~~
- (16) ~~中学校完全給食の実施に関すること。~~

(教育研究所)

第18条 教育研究所に所長を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、教育研究所に係長及び主査を置くことができる。
- 3 係長及び主査の配置は、学校教育部長が定める。
- 4 所長は、学校教育部長の命を受け所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 係長及び主査は、上司の命を受け所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 所長、係長及び主査の職務は、前2項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

学校教育部

- (1) 所長 教育研究所内の事務の総括管理に関すること。
- (2) 係長 所長が指定する係の事務の執行管理に関すること。
- (3) 主査 課内の事務のうち特に~~教育総務部~~長が指定する事項又は係の事務のうち機動性を持たせる必要がある事項の執行管理に関すること。

- 7 所長は、前項の規定にかかわらず、指定した職員に特定事項を処理させることができる。

- (3) 学校における人権教育に関すること。

第19条 教育研究所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 教育に関する専門的及び技術的事項の調査研究に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修等に関すること。

学校食育課

- (1) 学校における食育に関すること。
- (2) 学校給食の献立の作成及び物資の調達に関すること。
- (3) 学校給食の衛生管理に関すること。
- (4) 学校給食施設設備の維持管理に関すること。
- (5) 給食費に関すること。
- (6) 中学校完全給食の実施に関すること。

- (5) 校務の情報化に関すること。
- (6) よこすか教育ネットワークの管理運営に関すること。
- 4 (7) 教育及び校務に係る I C T 環境整備に関すること。
- (3) 教育の情報化推進に関すること。
- 5 (4) 教育図書その他の資料に関すること。
- 8 (5) その他教育研究所業務に関すること。
- 9

(教育情報システム室)

~~第20条 教育総務部教育政策課の事務の一部を取り扱うため、横須賀市久里浜6丁目14番3号に教育情報システム室を設置する。~~

- 2 教育情報システム室に室長を置く。
- 3 室長は、教育総務部教育政策課長の命を受け所掌事務を掌理する。
- 4 教育情報システム室の職員は、教育総務部教育政策課の職員をもって充てる。

~~第21条 教育情報システム室の事務分掌は、次のとおりとする。~~

- (1) よこすか教育ネットワークの管理運営に関すること。

(附属機関)

~~第22条 法令又は条例により設けられた附属機関の名称、所掌事務及び庶務担当課は、次のとおりとする。~~

- (1) 法令によるもの

名称	所掌事務	庶務担当課
社会教育委員	教育委員会の諮問に応じて社会教育に関する事項について調査審議すること。	生涯學習課

- (2) 条例によるもの

名称	所掌事務	庶務担当課
横須賀市立小中学校適正配置審議会	横須賀市立の小学校及び中学校の配置に関する事項について審議すること。	教育政策課

文化財専門審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。
国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会	国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用のための整備に関する事項について審議すること。
横須賀市学力向上推進委員会	市内における子どもの学力向上のための取組み等に関する事項について審議すること。
横須賀市教科用図書採択検討委員会	市立学校において使用する教科用図書の採択に関する事項について審議すること。
横須賀市支援教育推進委員会	教育委員会の諮問に応じて支援教育の推進及び充実に関する事項について調査審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。
横須賀市いじめ等課題解決専門委員会	教育委員会の諮問に応じていじめ、体罰及び学校問題について調査審議すること。
横須賀市学校給食運営審議会	教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する事項について審議すること。

生涯学習課

教育指導課

支援教育課

文化財専門審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。
国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会	国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用のための整備に関する事項について審議すること。
生涯学習センター指定管理者選考委員会	教育委員会の諮問に応じて生涯学習センターの指定管理者の選考を行うこと。

生涯学習課

横須賀市学校給食運営審議会	教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する事項について審議すること。
横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会	横須賀市子ども読書活動推進計画に関する事項について審議すること。

学校食育課

中央図書館

(仮称)横須賀市学校給食センター整備運営事業者選定委員会	教育委員会の諮問に応じて(仮称)横須賀市学校給食センターの設計、建設及び運営を行う事業者の選定等に関する事項について審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。	保健体育課
横須賀美術館運営評価委員会	横須賀美術館の運営の状況の評価及びその評価の結果に基づく改善策に関する事項について審議すること。	美術館運営課
横須賀美術館美術品評価委員会	横須賀美術館において取得する美術品の評価に関する事項について審議すること。	

(プロジェクト会議)

[21] 第23条 2以上の部又は教育機関(以下「部等」という。)の分掌事務に関連する緊要な課題に係る施策を企画調整し、その総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内横断的な組織としてプロジェクト会議(以下「会議」という。)を設置することができる。

[22] 第24条 会議の設置に当たっては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 名称
- (2) 設置目的
- (3) 所掌事務
- (4) 構成員
- (5) 設置期間
- (6) 庶務担当課
- (7) その他の必要な事項

[23] 第25条 会議に長及びその他の職員(以下「構成員」という。)を置く。

2 構成員は、会議の所掌事務に関連する部等の職員のうちから教育委員会が任命する。

3 会議の長は、会議の事務を総括し、他の構成員を指揮監督する。

24

第26条 会議の所掌事務に関連する部等は、当該会議の職務執行に積極的に協力するよう努めなければならない。

(その他の事項)

25

第27条 前各条に規定するもののほか、事務局等の処務並びに職員の任免、分限、服務及び給与に関しては、市長の機関の各規定を準用する。

教育委員会職員の勤務時間に関する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年横須賀市条例第9号)第3条第2項及び第4条第1項の規定による教育委員会事務局及び教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振りは、別に定めがあるもののほか、別表のとおりとする。

別表

勤務場所	勤務時間	休憩時間
事務局	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から 午後1時まで
中央図書館 北図書館 南図書館	午前9時から午後5時45分まで。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たらない木曜日及び金曜日(図書館条例(昭和49年横須賀市条例第28号)に規定する館内整理日及び図書整理期間を除く。)は次の2交代制とし、月曜日及び職員ごとに中央図書館長が指定する日は週休日とする。 (1) 午前9時から午後5時45分まで (2) 午前11時から午後7時45分まで	1日1時間の範囲内で中央図書館長が定める。
児童図書館	午前9時から午後5時45分までとし、月曜日及び職員ごとに中央図書館長が指定する日は週休日とする。	1日1時間の範囲内で中央図書館長が定める。
博物館	午前8時45分から午後5時30分までとし、月曜日及び職員ごとに博物館運営課長が指定する日は週休日とする。	1日1時間の範囲内で博物館運営課長が定める。
美術館(下記以外の職員)	次の2交代制とし、4週間につき職員ごとに美術館運営課長が指定する8日を週休日とする。 (1) 1月から5月まで(4月29日から5月5日までの日を除く。)及び10月から12月まで ア 午前9時から午後5時45分まで	1日1時間の範囲内で美術館運営課長が定める。

	<p>イ 午前10時から午後6時45分まで</p> <p>(2) 6月から9月まで(土曜日を除く。)</p> <p>ア 午前9時から午後5時45分まで</p> <p>イ 午前11時から午後7時45分まで</p> <p>(3) 6月から9月までの土曜日及び4月29日 から5月5日までの日</p> <p>ア 午前9時から午後5時45分まで</p> <p>イ 正午から午後8時45分まで</p>	
美術館(学芸 業務を担当 する職員)	<p>午前9時30分から午後6時15分まで(次の各号 に掲げる期間については、当該各号に定める 2交代制)とし、4週間につき職員ごとに美術 館運営課長が指定する8日を週休日とする。</p> <p>(1) 6月から9月まで(土曜日を除く。)</p> <p>ア 午前9時30分から午後6時15分まで</p> <p>イ 午前10時30分から午後7時15分まで</p> <p>(2) 6月から9月までの土曜日及び4月29日 から5月5日までの日</p> <p>ア 午前9時30分から午後6時15分まで</p> <p>イ 午前11時30分から午後8時15分まで</p>	1日1時間の範 囲内で美術館 運営課長が定 める。
教育研究所	午前9時から午後5時45分まで	午後零時から 午後1時まで
教育情報シ ステム室	午前9時から午後5時45分まで	午後零時から 午後1時まで